

資料3 中小企業・小規模企業支援策の創設・拡充について

地域経済、地域社会の中心的役割を担う中小企業の振興を効果的に進めるため、「射水市中小企業・小規模企業振興基本条例」及び「第2次射水市中小企業振興計画」を施行しました。

これに伴い、企業の様々なライフステージ(創業期、拡大期、安定期、再生期、事業承継期)に応じて行っている支援策の充実を図り、市内中小企業・小規模企業の一層の振興を目指します。

1 補助制度の創設

(1) IT活用支援事業

市内中小企業が、初めてインターネットショップ等への登録を行う際の経費を支援(補助率1/2 補助限度額100千円)

(2) 新商品・新技術開発支援事業

市内中小企業が、産学連携により、新商品開発、材料の利用技術の開発、加工法の高度化等を行う際の経費を支援(補助率1/2 補助限度額200千円)

6月頃に募集を開始し、審査会を経て採択事業を決定

(3) 買い物支援事業

商店街団体や商工団体、民間事業者、NPO法人などが、買い物困難地域(近隣の小売店舗の閉店などにより日常生活に不便が生じている地域)において、移動販売などの買い物支援サービスを行う事業に要する経費を県と連携して支援

(補助率1/3 補助限度額500千円)

「富山県買い物サービス支援事業」(補助率1/3 補助限度額500千円)の採択者を対象とし、県・市合わせて2/3の補助を受けることができます。

2 補助制度の拡充

(1) 商店街等新規出店支援事業

商店街等において創業者が出店する際の支援を拡充

(従来)補助率1/2 補助限度額1,000千円

(拡充)創業者の場合、補助限度額を1,300千円に増額

【射水市中小企業・小規模企業振興基本条例】 H31.4.1 施行

中小企業振興の重要性についての認識を市全体で共有するとともに、基本理念や各主体の責務や役割を定め、市を挙げて中小企業振興策を推進することで、地域社会の持続的な発展と市民生活の向上を目指すもの

【第2次射水市中小企業振興計画】 H31.3.29 策定 計画期間2019(H31)年度~2023年度

中小企業の振興により、基本条例の目的である「地域社会の持続的な発展と市民生活の向上」の実現を図るため、今後5か年の具体的な取組を定めるもの